

第7回土壤制度小委員会に対する意見



令和8年1月28日
全国中小企業団体中央会

◇意見・要望

1. 法第3条ただし書に関する要望

- ・ 法第3条1項ただし書の確認を受け、調査免除されて長期間経過した場合、相続等により情報が散逸し、調査時点の所有者が有害物質使用特定施設が設置されていたこと自体を把握していないケースも想定される。必要な調査を行わず売却された場合、善意の所有者が調査義務を負うことになるため、届出者の負担軽減と土地の有効活用の促進を図るの観点から、行政が情報を管理し、必要に応じて届出者への開示を行うことで、調査負担の軽減と、土地の有効活用の妨げにならない仕組みの構築を要望する。また、将来の調査時に備え、管理すべき情報の例示を行うなど、情報が適切に引き継がれる仕組みの構築を要望する。
- ・ 「法第3条第1項但し書の確認を受け調査義務が一時的に免除される場合に、土地の所有者等は、特定有害物質の使用状況等の情報を把握し、情報の把握を行ったことの報告を都道府県知事に行う」に関し、第1回、第3回委員会で申し上げた通り、現状に鑑み中小企業・小規模事業者に対する過度な規制（過度な費用負担等）にならないようご配慮いただきたい。また、国や自治体による補助金等による側面支援を行っていただきたいたい。

2. 地下水モニタリング、およびボーリング調査に関する要望

- ・地下水モニタリングについては、水濁法での規制との重複規制となるなど、過度な規制にならないようご配慮いただきたい。
- ・敷地が狭隘な中小めっき事業所の場合、試料採取のためのボーリング設備が物理的に設置出来ないケースが想定される。試料採取が不可能な場合等、中小・小規模事業者において想定されるケースに関する具体的措置について、ご検討いただきたい。

3. 電子管理表の導入に関する要望

- ・電子管理表の導入については、業種・事業規模によっては一律導入は困難と考えております。特に中小・小規模事業者については、金銭的負担、人的負担を勘案し、導入を一律の義務としないようご配慮いただきたい。

以上の要望について中間取りまとめに反映していただくことを要望いたします。